

## みやぎきの神楽国立能楽堂公演開催業務委託仕様書

### 1 目的

県内各地に残されている神楽を継承し、持続可能な地域づくりに生かしていく観点から、地域の継承意識の醸成や観光誘客、移住定住の促進、関係人口創出に繋げることを目的に、東京都の国立能楽堂において県内神楽団体による神楽公演を行うものである。

また、県外での神楽公演は、多くの方々に神楽の魅力を知っていただく機会であり、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組にも資するものである。

### 2 みやぎきの国立能楽堂公演の概要

- (1) 日 程 令和2年12月13日(日) 13:30~17:30(予定)
- (2) 開催場所 国立能楽堂(東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1)
- (3) 会場定員 298名(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため収容率の約50%)
- (4) プログラム構成
  - ① 講演(40分程度)  
宮崎県内の神楽関係者等 1名
  - ② 神楽公演(3時間程度)  
県内神楽団体(高千穂町)による公演

### 3 委託業務内容

#### (1) 参加者受付事務局業務

神楽公演への参加者受付を行う事務局を開設し、次の業務を行う。

- ① 神楽公演への参加については無料、原則として事前申込制、応募者多数の場合は抽選とし、参加申込者名簿の作成を行う。
- ② 神楽公演開催に関する問合せ電話等への対応を行う。
- ③ 参加申込み状況についてとりまとめ、逐一県に報告する。
- ④ 参加申込み数が定員に満たない場合の集客対策を行う。

#### (2) 神楽を舞う御神屋(みこうや)の企画・設営

神楽の多様性と魅力について、その本質を参加者に伝えられるような御神屋、舞台装飾の企画及び設営を行う。

#### (3) 広報業務

- ① 魅力的な広報用チラシ(2,000部)を制作し、効果的な方法で配付する。
- ② そのほか参加申込み状況に応じてインパクトのある効果的な広報を行う。
- ③ 神楽公演は新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で開催する旨の広報を行う。
- ④ 独立行政法人日本芸術文化振興会が発行する会員誌『会報「あぜくら」』に広告を掲載する。

#### (4) 神楽公演の開催(運営・管理)

- ① 次の業務を含む開催に当たっての運営、管理等一切を行う。
  - ア 全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
  - イ 開催2週間前を目処に参加申込者に参加券の送付を行う。なお、定員超過のため参加できない申込者には、お詫びのお知らせを送付する。
  - ウ 本公演の概要や講師プロフィール、公演を行う神楽団体の情報等を記載したプログラムの作成と配付を行う。

- エ 会場演出、設営、備品等の手配並びに公演の進行及び運営を行う。
- オ 講師、出演者等の送迎、アテンドを行う。
- カ 参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。

## ② 新型コロナウイルス感染予防対策

公演を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染予防のための必要な措置について「独立行政法人日本芸術文化振興会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、甲及び施設管理者と十分協議をし、以下の対策を講じる。

### ア 施設内の各所における感染防止対策

#### (ア) 施設出入口

- ・手洗いや手指消毒の励行を促す。
- ・施設の入り口に、手指消毒液を設置。液量の定期的な点検。必要であれば、入口数を制限。
- ・行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、社会的距離の確保に努める。
- ・サーモグラフィーを設置し、来場者に発熱が認められた場合は検温・体調の確認を行い、37.5℃以上の発熱がある場合等は入場しないよう要請。なお、サーモグラフィーは施設備品を使用することができる。

#### (イ) 客席

- ・マスク着用の案内。
- ・会話抑制の案内。
- ・座席は原則として指定席。
- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取る。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる等）は行わない。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定、およびトイレなどの混雑の緩和に努める。

#### (ウ) 舞台・楽屋

- ・社会的距離の確保に努め、必要な場合には利用人数を制限、または利用時間帯をずらすなどの措置を行う。
- ・公演関係者以外の入場は控えるよう周知する。

#### (エ) その他、国、東京都及び宮崎県が示した感染予防対策や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会作成）、「独立行政法人日本芸術文化振興会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた対策を講じる。

### イ 来場者に対する感染防止対策

#### (ア) 感染予防のため、以下について来場者に対して周知する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗いや手指消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。  
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・寒さ対策のブランケット等は持参すること

#### (イ) 以下の場合には、入場しないよう要請する。

- ・検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
- ・咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

#### (ウ) 事業の企画においては事前に余裕を持った開場時間を設定し、また来場者が滞留しないよう開場時間の前倒し等の工夫を行い、周知する。

#### (エ) パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。

#### (オ) 来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

- (カ) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用について周知する。
  - (キ) その他、国、東京都及び宮崎県が示した感染予防対策や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会作成）、「独立行政法人日本芸術文化振興会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた対策を講じ、対応方針を、全員に周知徹底する。
- ③ 公演関係者に対する感染防止策
- ア 事業の実施に必要な最小限度の人数とする。
  - イ 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促す。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
  - ウ 演技・表現に支障のない範囲でのマスク着用を求めるとともに、人と人との十分な間隔をとる。また、事業前後の手洗いや手指消毒を徹底する。
  - エ 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限する。
  - オ 仕込み・撤去等において、十分な時間を設定し、社会的距離の確保に努める。
  - カ その他、仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。
  - キ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
  - ク 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
  - ケ その他、国、東京都及び宮崎県が示した感染予防対策や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会作成）、「独立行政法人日本芸術文化振興会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた対策を講じ、対応方針を、全員に周知徹底する。

#### (5) 実績報告書等の作成

- ① 開催状況、作業内容や撮影した記録写真を取りまとめた実績報告書を作成する。
- ② 来場者アンケートを作成、印刷、配付及び回収し、集計結果をまとめる。

#### 4 経費

原則として、神楽団体の旅費及び謝金、神楽道具運送費を除く全ての経費（公演運営に係る費用、講師の旅費・謝金、国立能楽堂の施設使用料、当日配布したパンフレット等残部の返送に係る経費のほか、公演開催に係る必要経費一切）

#### 5 成果品等

本業務の成果品及び納期は次のとおりとする。なお、電子データでも提出すること。

- (1) 広報用チラシ 2,000部 …… 令和2年10月9日
- (2) アンケート集計結果 1部 …… 令和3年2月26日
- (3) 事業実績報告書 1部 …… 令和3年2月26日

#### 6 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、宮崎県が指定する場所とする。

#### 7 その他

- (1) 成果品についての権利は、宮崎県に帰属する。
- (2) 委託業務実施に当たっては、宮崎県及び関係者と十分に連絡をとりながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。